市役所は毎週土曜日開庁しています

マル乳・マル子医療証のお知らせ

●マル子医療証をお送りします

現在マル乳医療証をお持ちで、4月に小学校新1年生になる方には、4月からお使いいただくマル子医療証を3月下旬に郵送でお送りします。

あらためて申請手続きをしていただく必要はありませんが、加入年金・健康保険証に変更があるときは届け出てください。

●乳幼児から中学生までの医療費助成について

中学3年生までのすべての児童が、次の医療費助成を受けられます。医療費助成を受けるための医療証の交付には、申請手続きが必要となります。

医療証をお持ちでない方はお問い合わせください。

受けられる医療費助成

▼乳幼児医療費助成制度（0歳～就学前の児童）

▼義務教育就学児医療費助成制度（小学1年生～中学3年生）

※二つの医療費助成の範囲は、健康保険が適用される医療費の自己負担分です（保険診療外分は除く）。ただし、義務教育就学児医療費助成制度は、通院1回につき200円（限度額）は自己負担となります（この場合、調剤及び訪問看護については無料です）。

問合せ子育て支援課子育て支援係☎551・1737

平成23年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業者の登録受付

受付期間3月3日㈭～18日㈮

資格東京都指定訪問介護事業登録事業者で市内に事業所があること

※申込書は市役所1階8番子育て支援課にあります。

申込み子育て支援課子育て支援係☎551・1737へ。

4月の女性悩みごと相談～羽村市との共同事業～

日時・場所【福生市】13日㈬・27日㈬午前9時～午後1時、市役所1階第1相談室

【羽村市】6日㈬・20日㈬午後1時30分～4時30分、羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市広報広聴係☎551・1568、羽村市市民相談係☎555・1111へ。

助産師と話そう（申込み不要）

日時3月25日㈮午前10時～正午

場所子ども応援館1階

対象妊産婦、子育て中の母子（0歳児から可）、祖父母等

内容地域の助産師による無料の相談会です。お一人でもお子さん連れでも、どうぞ気軽にお越しください。時間内は出入り自由です。

※『助産師からの10分間話』もあります。3月のテーマは「産後の身体ほぐし（ヨガを通して）」です。

主催西多摩助産師会

問合せ森田助産院☎551・0323

ご利用ください 乳幼児ショートステイ

保護者の方が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等でお子さんを家庭で一時的に養育できないとき、市が委託する施設で短期間お預かりします。

対象市内に居住する生後3か月から小学校就学前の乳幼児

利用期間1回につき原則として7日以内

利用料宿泊保育（1日）4,000円、日中保育（11時間未満）3,000円

利用施設社会福祉法人東京恵明学園（青梅市友田町2－714－1、JR福生駅から車で約15分、JR小作駅西口からバスで菅生高校行き恵明学園下車）

☎0428・23・0241

申込み印鑑を持参のうえ、子ども応援館1階子ども家庭支援センター☎539・2555または市役所1階8番子育て支援課子育て支援係☎551・1737へ。

※夜間や日曜・祝日等、緊急の場合は施設でも申込みができます。詳細についてはお問い合わせください。

自殺防止!東京キャンペーン

「気づいてください!体と心の限界サイン」

（九都県市統一標語）

東京都では、自殺の防止等に関する理解を促進するため、9月と3月を自殺対策強化月間として、「自殺防止!東京キャンペーン」を展開しています。

東京都のキャンペーン事業

【特別相談の実施】

●東京都自殺相談ダイヤル

～こころといのちのほっとライン～

日時3月7日㈪～13日㈰の間の午後2時～翌午前6時（受付は午前5時30分まで）

☎0120・270556（フリーダイヤル）

●自殺予防いのちの電話

日時3月10日㈭午前8時～翌午前8時

☎0120・738・556（フリーダイヤル）

●48時間特別相談

日時3月12日㈯・13日㈰午前6時～翌午前6時

☎03・5286・9090（東京自殺防止センター）

●自死遺族のための電話相談

日時3月7日㈪～9日㈬の間の午前10時～午後10時

☎03・5988・7778（全国自死遺族総合支援センター）

日時3月10日㈭～13日㈰の間の午前10時～午後10時

☎03・3796・5453（グリーフケア・サポートプラザ）

●多重債務110番

日時3月7日㈪・8日㈫午前9時～午後4時

☎03・3235・1155（東京都消費生活総合センター）

問合せ東京都福祉保健局保健政策部保健政策課☎03・5320・4310

減免世帯に指定収集袋を交付します!

平成23年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付します。必要な世帯は申請してください。

対象者①生活保護受給者②児童扶養手当受給者③特別児童扶養手当受給者④遺族基礎年金受給者※国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方（年金コード6450の方）⑤老齢福祉年金受給者※明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下の方⑥身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税⑦愛の手帳（1度または2度）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税⑧精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税⑨市長が特別の理由があると認めた方

（④⑤については、市役所保険年金課保険年金係にご確認ください。）

交付枚数（年度途中の申請は、月割りで相当量の交付になります。）

（1人世帯）可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚

（2人世帯）可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚

（3人世帯以上）1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。

交付日時4月1日～30日の間の月～金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時

交付場所市役所1階指定袋交付特別窓口（郵便局側入口付近）

※交付日以外は市役所開庁時間に市役所1階ごみ対策係で交付します。

必要な物証書等（①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書⑤老齢福祉年金証書⑥身体障害者手帳⑦愛の手帳⑧精神障害者保健福祉手帳）、印鑑（⑥⑦⑧の場合）

ご注意⑥⑦⑧の対象となる方については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日指定収集袋を交付できない場合があります。また、交付された指定袋を入れて持ち帰る為のバック等を各自ご用意ください。

問合せ環境課ごみ対策係☎551・1731

児童扶養手当受給者向け就労支援事業のお知らせ

●自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給されている方を対象に、ハローワークと連携して就労支援を行なっています。履歴書の書き方や面接のノウハウなどがわからず、いつもうまくいかないと悩んでいる方、資格や技術を身に付けたいけれど、どこに相談していいかわからないという方、もっと働いて収入アップを目指したいのに、なかなか転職先が見つからないという方に対し、母子自立支援員が面接を行ない、ハローワークと連携してあなたの就労を支援します。ハローワークでは、働く意欲のある方たちの支援メニューを用意しています。

●母子家庭の就労支援事業

【母子家庭自立支援教育訓練給付金】

母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合に受講料の一部を支給します。

対象母子家庭の母で、20歳未満のお子さんを扶養している方で次の要件を満たす方

①児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

②雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない方

支給額修了した対象講座の受講料の20%（上限10万円、ただし4,000円以下は給付対象外）

【母子家庭高等技能訓練促進費】

母子家庭の母が就業を容易にするために必要な資格を取得するため、養成機関で2年以上修業する場合に、一定期間の訓練促進費を支給して母子家庭の経済的支援を行ないます。

対象母子家庭の母で、20歳未満のお子さんを扶養している方で次の要件を満たす方

①児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

②修業年限が2年以上の養成機関において資格の取得が見込まれる方

③就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

支給対象資格看護師・準看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師、その他市長が定める国家資格

支給額・支給期間修業期間の全期間について、申請のあった月から月額14万1,000円（課税世帯の方は月額7万500円）※全期間について支給されるのは平成24年3月31日までの入学者に限ります。

★事前に母子自立支援員にご相談ください。

問合せ子育て支援課子育て支援係☎551・1737